平成２２年（フ）第１６６０８号
東京都板橋区大山町３－５－708
破産者　星　　光子（旧姓井手）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６１７号
東京都江戸川区上篠崎２丁目12―11―305、開始決定時の住所東京都杉並区阿佐谷南３丁目29―２―101
破産者　小田嶋和夫
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６２７号
東京都世田谷区野沢２丁目２―18、開始決定時の住所東京都品川区西品川３丁目21―１―507
破産者　磯野百合子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６６４号
東京都板橋区東山町40―２
破産者　大河原利明
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７００号
神奈川県相模原市中央区淵野辺３丁目18番17―203号
破産者　株式会社ケイエムティ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０１号
東京都品川区荏原４－２－１―1005、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺３丁目18―17―203
破産者　向山　孝治
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０２号
東京都品川区荏原４－２－１―1005、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺３丁目18―17―203
破産者　向山あさ子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７２３号
東京都新宿区中落合３丁目23―17　塚原方
破産者　鳴海　史江（旧姓塚原）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４３号
東京都北区田端新町１丁目26―１―401
破産者　南口　順子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８０２号
東京都江戸川区東葛西６丁目23―16―303
破産者　菊池　和宏
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８６７号
東京都大田区多摩川１丁目10―22
破産者　星野　マリ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９７６号
東京都大田区南馬込６丁目５―18
破産者　筒井　哲夫
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０７７号
埼玉県越谷市大字西新井644
破産者　浪崎　正行
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１３２号
東京都豊島区雑司が谷３丁目８－６
破産者　稲取　　誠
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１４７号
東京都中野区本町３丁目14番15号　カシエ201号
破産者　有限会社エムズ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１４８号
東京都練馬区田柄１丁目20―28
破産者　赤坂　有紀（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５８号
東京都小金井市貫井北町３丁目31―21―202
破産者　平井　雅彦
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５０６号
東京都荒川区荒川２丁目21―３―402
破産者　李　　宥炅
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５２０号
神奈川県川崎市麻生区金程１丁目29―１
破産者　高田盛之介
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５８０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目42番地の39
破産者　有限会社ヒロマサ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６１５号
東京都港区白金２丁目５―10―2405
破産者　西岡　加子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部